

(参考資料－１) 地域防災計画等に関する用語説明について

(１) 災害対策基本法における地域防災計画等の位置付け

災害対策基本法において、防災計画には、中央防災会議が作成する「防災基本計画」、指定行政機関、指定公共機関が作成する「防災業務計画」、地方公共団体が作成する「地域防災計画」を規定している。

都道府県地域防災計画または市町村地域防災計画は防災基本計画に基づき、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画等を定めている。

【災害対策基本法 関係条文抜粋】

(防災基本計画の作成及び公表等)

第 34 条 中央防災会議は、防災基本計画を作成する・・・

第 35 条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

1. 防災に関する総合的かつ長期的な計画
2. 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
3. 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で中央防災会議が必要と認めるもの

(都道府県地域防災計画)

第 40 条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成・・・
2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

1. 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
3. 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
4. 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成・・・
この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

1. 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
3. 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
4. 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(２) 地域防災計画

地域防災計画とは、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。

都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。

(３) 地域防災計画で定める事項

地域防災計画で定めるべき事項は、災害対策基本法第 42 条第 2 項において、以下の内容が規定されている。

- ・ 当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理

すべき事務又は業務の大綱

- ・ 防災施設の新設又は改良に関する事項
- ・ 防災のための調査研究に関する事項
- ・ 教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- ・ 情報の収集及び伝達に関する事項
- ・ 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ・ 避難、消火、水防、救難、救助、衛生に関する事項
- ・ その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- ・ 以上に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(4) 避難施設や防災拠点施設の種類

地域防災計画として定めるべき上記事項以上の細目は、各自自治体の独自性に委ねられている。このため、一般的に呼ばれている「避難地」「防災拠点」の種類、機能についての統一的な基準はなく、各自自治体が地域防災計画の中で、地域の実情に応じて位置付けていくことになる。

ただし、地域防災計画作成にあたってのガイドラインとして、平成14年に「市町村地域防災計画（震災対策編）」作成の手引き（総務庁消防庁作成）が作成されている。

その内容から、避難施設や防災拠点施設の標準的な考えを整理すると以下のとおりである。

① 避難施設について

参考表-2 避難場所等の考え方（例）

広域避難地	大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。
一次避難地	広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全かおる程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。
避難路	広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
避難地	地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築特等に収容し保護するところをいう。
福祉避難地	高齢者、障害者等であって「避難地」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。

② 防災拠点について

防災拠点としての機能は、避難地の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等がある。

この手引きの防災拠点施設の記述をもとに類推し、防災拠点機能を担う場所のイメージをまとめると下表のとおりである。

参考表-3 防災拠点機能を担う場所（例）

物資備蓄機能を担う場所	救助資機材や救援物資の備蓄拠点、集積・配送拠点
-------------	-------------------------

応急救護機能担う場所	災害拠点病院，公立病院，その他医療施設 救護所
情報収集伝達機能担う場所	災害対策本部庁舎，現地対策本部庁舎

③ 避難路の幅員の考え方について

理論上避難に必要な避難経路幅員の推計について、「改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説」（平成18年1月，国土交通省住宅局建築指導課）に参考例示されている。

その基本的な考え方は，阪神・淡路大震災の教訓から，延焼の防止には幅員12m以上が有効であったことから，12mの道路が避難経路として指定されることになるが，12m以下の道路幅員であっても，地域特性によっては指定される場合もある。

また，この法律では避難経路に面した既存建物について，耐震診断と耐震改修を促進させる施策としての「法第7条第3項 指示に従わない特定建築物の公表」が定められ，対象となる建築主は，本法律施行後に速やかに診断や改修を実施する必要があり，指示に従わない場合は，その利用者や周辺の住民に対してその危険性を公表出来るものとなっている。

特定建築物とは，避難道路に面した建物の高さが道路幅員の2倍を超えた物が該当し，下水道施設の建築物も該当する場合がありますので，「既存建築物耐震改修促進法」に留意する。